# 「国際人道法」の意義と限界

および平和に向けた可能性

### 青山学院大学名誉教授•当研究所客員研究員

## 芹澤 齊

#### ◆はじめに

かつて、「戦争」や「武力紛争」(以下では、特に断らない限り、両者を一括して「戦争」と呼ぶ)は、それがひとたび起こるや、人々は殺戮や奴隷化等を含む人を人とも思わない扱いをしてきたし、そのことを特に問題視もしてきませんでした。今日取り上げる「国際人道法」は、そのような「戦争」観とは全く異質の世界にある、比較的新しい法観念です。それは要約していえば、人は戦争中であっても人として尊重されなければならないという発想法を根底に持つ規範群であります。それを生み出したものは主として①戦争の悲惨さと、②人道の観念の二つであり、③事柄の性質上当然として国際的な法関係が関連してきます。すなわち、「国際人道法」はこれら三つの要素の複合物となります。

したがって、「国際人道法」の規範群の特質を理解するため、上記三つの要素を紹介し、そのうえで、本題の「国際人道法」の意義と限界及び平和に向けた可能性を論じたいと思います。

# ◆「国際人道法」の生成と確立——戦争に対して人は、また法はどう向き合ってきたか?

#### (1) 正戦論

まず戦争に対して人が考え出した法的思考について確認をしていきます。一つは正戦論と呼ばれる考え方があります。これは、正当な原因を持つ正しい戦争というものが論理的に区別可能であるという前提を持ち、正しい戦争だけが合法であると認める言説です。よって、正戦論の目的は不正な戦争の抑制にあります。ただし、正戦であると認められた以上は、今度はその戦争遂行行為は正義に適う行為ということになりますので、その戦争に従事する軍人、あるいはその背後にいる国民一般をその戦争に動員するという力を持ちます。この戦争正当化の論法にはいろんなものがありますが、代表的なものは当然のことながら自衛という考え方です。

なお、個人の正当防衛と国家の自衛との違いを、区別しておきたいと思います。個人の正当防衛は、これは成功した場合には個人の生命は絶対に守られますが、国家の自衛の場合には、国家は生き残ったとしても、その戦争に従事した国民の命が奪われることは十分に考えられます。従って、個人の正当防衛が認められるから、国家の自衛も認められるべきだという考え方は、論理的に直結するものではありません。それは、国家が個人の価値よりも優位するという思想を間に挟んだ

場合にだけ成り立つ考え方で す。注意しなければならないだ ろうと思います。

それはともかく、以上のような正戦論というものが成り立ってきたのですが、その典型的な例として、グロティウス(1583~1645)の自然法的正戦論が挙げられます。彼は、以下のように正戦を五つの類型に整理しました。



- ① 急迫不正な侵害に対する自衛のための戦争
- ② 他者のために行いうる正戦
- ア. 他国と相互防衛の約定を結んでいる場合
- イ. 友邦を保護するため
- ウ. 人類の連帯として弱者保護を目的とする場合(日本風に言えば「判官贔屓」か?)
- エ. 支配者の圧制からその国の人民を救済するため なお、エの場合は、他国の人間が受けている圧制の くびきから救ってやるという理由で、他国に軍を出す という第三者的な介入のことになりますから、介入の 判断を他国に委ねていいのか、圧制の認定権者は誰なのかという難問が出てきます。

とはいえ、この 400 年以上も前の正戦論は理論的な完成度が高く、正戦論自体、依然として今日でもかなり強い力を持っています。現在的な到達点として確認できるのは、急迫不正な侵害に対する自衛のための戦争、プラス、国連憲章第 42 条の定める安保理の決議に基づく軍事的な行動すなわち集団的安全保障のための軍事的措置です。これは5 大国が共同して決議をしなければならないわけですが、ご承知のように今まで一度も全会一致になったことはありません。なお、集団的安全保障という考え方と NATO のような自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止する権利(集団的自衛権とも呼ばれるが、その実体は旧来型の軍事同盟と同じ)とは全く違うことを確認しておきたいと思います。

#### (2) 戦争区別不能論

次に正しい戦争と不正な戦争の区別はできないという考え方を紹介します。この考え方を最初にはっきり打ち出したのは、グロティウスよりも約1世紀前のエラスムス(1466頃~1536)です。宗教戦争では、どちらも相手のことを悪魔の宗教だとし、悪魔をやっつけるのは正しい戦争だと言いますが、この場合、正しい戦争と不正な戦争の区別は法的ないし客観的には

参加システム No.154 2024.9 7

できないと批判したわけです。この流れは潜在的にずっと続いていきます。

ところで、19世紀には、それぞれの時代の大多数の人間が自然なこと、当然なことと考える事柄を法として意識する自然法論ないし自然法思想が衰退していき、代わりに法実証主義という考え方が前面に出てきます。法実証主義というのは、自然法のような目には見えない、不確かなものを学問の対象から除外し、誰の目にも見えるもの、認識できるものだけが学問の対象になるという考え方を法の世界に当てはめたものです。六法全書に書かれていることはその内容の良し悪しは別にして、法律として力を持っていることは誰にもはっきり分かるわけで、こうしたものを重視する考え方です。

実は、こうした法実証主義の浸透を支えたのは、19世紀に進展した議会政治です。限られていたとはいえ、「国民代表」を名乗りうる人々からなる議会が法律を作るのです。法律への信頼が生ずるのは当然のことではないでしょうか。しかし、法律は議会における多数決の結果であって、それ自体正義を体現するものではありません。そのことは違憲立法審査制という現代的制度の存在によって明らかです。言い換えれば、法律に基づいているからと言って、正しいということにはならない、合法性と正当性とは異なるということになります。

ましてや、戦争に関する世界にはこうした法律すら存在しないのです。すると、どうなるでしょうか。それぞれの国家が正しいかどうか問われずに自由に戦争を始めるようになります。勝手に他国の領土を奪い取る、植民地化する、またあちらこちらで戦争が勃発しました。こうして戦争区別不能論、言い換えれば無差別戦争観というものが広まっていきます。

#### (3) 生成期の「国際人道法」

しかしそうした中で、戦争に対してぎりぎりの法的制限がかかるようになってきます。「国際人道法」にも時期に違いがあるのですが、生成期のその発想の源は「決闘」で、開始の合図とか闘争中のルールを作ろうじゃないかと考えたのです。そういう考え方が実ったのが、ハーグ平和会議(1899年、1907年)です。国際紛争の平和的処理条約、戦争の開始に関する条約(敵対行動による事実上の開戦を認めず、宣戦・最後通牒の方式を定める)、毒ガス・細菌兵器の使用禁止条約、病院(船)への攻撃禁止条約、捕虜に対する人道的処遇を約束する条約、占領地行政の制限(私有財産の保障、住民の虐待・施設の破壊禁止)に関する条約等が採択・改正されました。

ただ、この時期の「人道」の観念のあり方やそれへの言及は限定的で、「人道(的)」の扱いは「非人道(的)」や「悪逆非道(的)」なものの対概念であり、積極的意義づけを与えられていません。

#### (4) 武器の「進化」による戦争の悲惨さの深刻化

武器の進化によって、戦争の悲惨さは深刻の度合い を増しているということは間違いないだろうと思います。一つには武器使用者の大衆化、もしくは平準化です。 昔の刀や槍の時代であれば、武術に優れた者が多くの人を殺し得るし、そうした人たちが褒められていたわけです。しかし銃が生まれて武術よりも数がものをいうなかで、攻撃力や破壊力が増大し被害も甚大になっていったことは、歴史上間違いないことだろうと思います。二つには武器それ自体の破壊力・殺傷力の強度化・増大化です。これについての論及は省きます。

こうした状況に対し、戦争に対しても一般的に、それを違法化しようじゃないかという考え方が生まれてきます。出来上がったものが戦争放棄に関する条約(パリ不戦条約1928年)です。ただ、米国のケロッグ国務長官の各国政府宛て覚書には、「不戦条約の米国政府案には、自衛権を制限し、また毀損する趣旨は少しも含まれていない。……そして自衛のための戦争を行うことを必要とするような事情が存するかどうかを決定するのは当該国家のみである」と述べられていました。結果として、この条約で放棄されたのは侵略戦争のみと理解されています。

この後に第2次大戦が起こってしまいました。そし て戦後のドイツに対するニュルンベルグ国際軍事裁判 と極東国際軍事裁判(東京裁判)において、従来の戦 争犯罪概念が拡張されたことが特徴です。従来型の戦 争犯罪というのは、ハーグ平和会議等にあった「国際 人道法」に基づく戦争に関する条約に違反する行為は、 交戦中に限られていました。ところが、侵略戦争の計 画・実行・謀議をした者に対しては、平和に対する罪 という新しい戦争犯罪が加わりました。それから、人 道に対する罪としてジェノサイドと呼ばれる大量殺り く等も新しい戦争犯罪に加えられました。刑事法規で は事を起こした後で、新たに犯罪類型を設定して、そ れを罰することを禁止するという事後法の禁止という 原則があるのですが、この2つの裁判では、事後法の 禁止原則に反するような新しい戦争犯罪類型を作って、 戦争犯罪人処罰を行ったのです。

#### (5) 「国際人道法」の確立

第2次世界大戦の惨禍を経験した後は「国際人道法」 の観点から言えば新しい一歩、あるいは数歩前進とい うことになります。特にナチスのホロコーストを目の 当たりにして、あらためて人道という観念が再び呼び おこされました。全ての人が生来的に有する権利とし ての人権と、その人権にも通ずる人間の尊厳という観 念です。それが強調されることになります。ドイツ連 邦共和国の基本法(1949.5)第1条第1項には「人 間の尊厳は不可侵である。これを尊重し保護すること が、すべての国家権力に義務付けられている」と書か れています。「すべての」というのは、ドイツにおけ る全ての国家権力、立法権・行政権・司法権を指して います。同条の第2項は、「それゆえにドイツ国民は、 世界のすべての人間共同体、平和および正義の基礎と して、不可侵にして譲り渡すことのできない人権を信 奉する」とあります。

ドイツ連邦共和国基本法とそれほど差がない時期に 生まれたのが、ジュネーブ4条約(1949.8)です。 戦地や海上にある軍隊の傷者・病者および難船者の状 態の改善、捕虜の待遇、戦時における文民の保護に関して書かれています。昔のハーグ条約を人道的観点から実質的に改善していった内容になります。

この上記 4 条約を補完するものとして、さらにそこから 30 年近く後に、国際的武力紛争および非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する二つの追加議定書というものが採択されました。この議定書において、特筆されるべきことは、各国の履行を確保するために、赤十字国際委員会を中心とする国際事実調査委員会を設置し、調査に当たらせることにしたことです。ここでいう調査は通常危険を伴わない時期や場所、方法で、つまり現地調査の場合には紛争が終了後に行われています。また、自由権規約委員会等と連携しながら、さまざまな調査活動を行っています。

### ◆国際人道法の限界

#### (1) 内在的限界

「国際人道法」は特殊な状況下で、文民や捕虜・傷病者等の人道的処遇を目的としていますが、必然的に紛争両当事者の軍事的な必要性と人道的な要請との調整ないし妥協という性格を根底に持たざるを得ない現実があります。例えば、イスラエルはハマスを攻撃しているのであって、一般住民を攻撃しているのではないという言い分があります。この点で、軍事が優先されれば、人道的側面は後退せざるを得なくなります。

ただし、保護されるべき個人の権利、具体的には生命の権利、身体を侵害されない権利、あるいは移動の自由をもっと保障すべきだという国際機関等の声は強まってきています。例えば、今のパレスチナで言えば、もっと安全なところに移動したいけれども、壁を造られて、その壁の外に逃げ出すことができないという状況に対し、徐々にですが移動の自由等をもっと守るべきだという国際世論が高まり始めています。パレスチナ以外で言えば、場合によっては、移動の自由が認められるケースも増えてきています。そういう権利保障の性格が、だんだん強化され注目されることで、内在的限界が徐々にではあるけれども、崩れてきていると言えるだろうと思います。

### (2) 外在的限界

それからもう一つは、外在的な限界の問題です。これは「国際人道法」に限ったことではなく、国際法全般についても言えることですが、違反行為に対して制裁を加える法執行力がないことを指摘されることも多くあります。この相違を強調すると、国際法と国内法とは違った法の世界にあるという二元論をとることになります。国連がもうちょっと力を持って、あるいは民主主義を同一の価値とするような国々ばかりになって世界連邦のようなものが出来上がった場合には国際法と国内法を一元的に考えることができると思います。ただ、現在時点では、国際法は国内法と同レベルの法、現行力は欠けているということになります。この状況は一朝一夕には解消されないであろうことはおおかたの人が認めるところだろうと思います。

# ◆新時代の国際人道法——国際人道法の平和に向けた可能性

最後に「国際人道法」の平和に向けた可能性について考えたいと思います。

2023年12月、南アフリカ共和国が、ガザ地区で行っているイスラエルの軍事作戦はジェノサイドであるとして、国際司法裁判所 (ICJ) にイスラエルを提訴し受理されました。受理の判断は、ジェノサイド条約を締結している国家によって構成される国際社会全体がジェノサイド防止の義務を負っているのだから、個々の条約締約国もその義務の一端を担うことを認められているという根拠に基づくものです。

そして、公開弁論を経て、2024年5月24日、国際司法裁判所はガザ地区南部のラファで行っている攻撃について、ガザ地区の住民に取り返しのつかない損害を与えるおそれ(ジェノサイドのおそれ)があるとして、イスラエルに対し「ジェノサイドを防止するあらゆる手立てを講じる」ことを命じる仮保全措置命令(暫定措置命令ともいう)を出しました。この命令の意味するところについては、パレスチナ側が求めているイスラエルの軍事作戦の即時停止までは要求していないが、ジェノサイドとみられる程度の攻撃をしてはならないという歯止めはかけたという理解が、おおかたの国際社会の受け止め方だったようです。

そしてその直後から、アラブ諸国を中心とする停戦 交渉の仲介や人道支援物資の運搬等もまた積極化した ことは間違いありません。また日本で言えば、伊藤忠 商事がイスラエル企業との協力関係を停止したという ようなことが報道されています。ただ、悪影響もあって、 この命令が出されるや、国連パレスチナ難民救済事業 機関への資金拠出が停止される等の事態も生じたよう です。それから、今年7月にICJはイスラエルが半世 紀近く続けてきたパレスチナ自治区の占領は国際法違 反であるという勧告的意見を出しました。これは法的 な拘束力はありませんが、国際社会がこの勧告的意見 を根拠にしてイスラエルに対する非難の声を投げかけ ることは、十分に可能だということになります。

#### ◆おわりに

このように「国際人道法」は確かに未完ではあります。ただ、みてきたように整備・発展の過程を確認することで、国際人権法など他の法領域との関連も拡大してきていることが分かります。その未来は国際社会、それを構成する地球市民一人ひとり、あるいはユニセフや赤十字などへの共同・連帯、具体的には寄付等の行動によって、「人道」ひいては「人間の尊厳」への関心が広がり、深まっていくことにかかっているんだろうと思います。

そういう意味で、「国際人道法」への関心を高め広めていくことによって、もうちょっと明るい未来を開けていければいいなというのが私の思いであり、希望です。

(せりざわ ひとし)